

添付法令資料 3 :

土地及び建物税の課税物件の登録、報告及びデータ収集の手續に関する
2021年5月17日付インドネシア共和国財務大臣規則 No.48/PMK.03/2021 (目次)
同月18日施行

第1章	総則 (第1条)
第2章	課税物件の登録 (第2条ないし第10条)
第3章	登録課税物件の報告 (第11条ないし第21条)
第4章	登録課税物件のデータ収集 (第22条ないし第26条)
第5章	経過規定 (第27条)
第6章	終則 (第28条及び第29条)

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所